

ID: 213

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 防災安全課

処分の概要	救護費用支給の申立に係る費用の決定		
法令名 根拠条項	水難救護法 第15条第1項		
法令番号	明治32年法律第95号		
【根拠条文】 第15条 救護費用ノ金額ハ命令ノ規定ニ依リ市町村長之ヲ定ム ② 市町村長ハ救護費用ノ金額ヲ船長ニ告知シ期間ヲ定メテ之ヲ納付セシムヘシ ③ 遭難船舶ノ所在地船籍港ナルトキ又ハ船長在ラサルトキハ前項ノ告知ハ船舶所有者ニ之ヲ為スヘシ 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日